

第12回 “一代限り”の信託契約における「委託者の地位」について

回答：一般社団法人家族信託普及協会

監修：司法書士 宮田 浩志

一般社団法人家族信託普及協会には、日々全国の専門家（約2,000名）の会員から様々なご質問を頂戴します。「制度のこと」、「お客様への提案方法」、「信託組成に伴う諸手続き」などのご質問に対し、事務局が専門家に確認しながら回答しております。

本連載では、それらのご質問の中から普遍性が高いものを、回答例とともにご紹介します。

今回は、「“一代限り”の信託契約における「委託者の地位」について」を取り上げます。

Q1

委託者の死亡をもって終了する、不動産を信託財産とする信託契約書を作成するにあたり、従来は、信託終了時の「委託者の地位は消滅する」という趣旨の条文を用いていました。しかし最近、「それでは信託が終了し、帰属権利者が相続人であったとしても、不動産の登録免許税0.4%の軽減措置が受けられない」という話を聞きました。

実際のところどうなのでしょう？

A1 いわゆる“一代限り”の信託においては、「委託者の地位」に関する条項自体を置いていないケース、あるいは「委託者の地位は消滅する」という趣旨の条項のみを置いてあるケースが多いといえます。この場合に、信託の終了に伴う「所有権移転及び信託登記抹消」に係る登録免許税の軽減措置（原則2%の税率となるところを0.4%の税率が適用される特例）が受けられるかどうかというお問合せは非常に多いです。

前提として、登録免許税法の第7条第2項の適用を受けるためには、当該条項が規定している下記の3つの要件が必要であるといわれています。

- ① 信託財産を受託者から受益者に移す場合
- ② 当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である場合
- ③ 当該受益者が当該信託の効力が生じた時における委託者の相続人である場合

上記3つの要件のうち、①については、信託財産を信託の終了に伴い現在の登記簿の登記名義人となっている受託者から残余財産の帰属権利者に移すので、この要件は当然に満たすことになります。

③については、登記名義人たる故人（被相続人）からその法定相続人に、「相続」を原因として所有権移転登記する際の登録免許税0.4%の考え方を信託終了に伴う登記にも準用しましょう、というものですからこの要件も問題ないでしょう。

したがって、今回はこの②の要件を満たすのかが大きなポイントとなっています。

これらの問合せに影響を与えているのが、「平成30年12月18日名古屋国税局文書回答事例」だと思われます。この照会内容をこの場で紹介するのは紙面の都合上難しいので、詳しくは国税庁HPをご参照ください。

(<https://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/bunshokaito/sonota/181200/index.htm>)

まず、この照会事例に関して、一部の専門職の間でも誤解が多いようなので、改めてコメントさせていただきます。

本照会内容を精査すると、信託契約において「本件信託に係る委託者の地位は、残余財産帰属権利者として指定されている乙が取得し、委託者の権利については、相続により承継されることなく消滅」する旨の定めがあることを前提とした照会となっています。

そして、残余財産の帰属権利者も信託後の清算中には、受益者とみなされることから（信託法183条6項）、登録免許税法第7条第2項に規定された要件の一つである、「当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である場合」（上記要件②）に該当するので、登録免許税は2%ではなく特例措置の0.4%の適用ができるというのがその主旨です。

つまり、この照会事例は、「信託契約書において、委託者の地位が残余財産の帰属権利者に明確に引き継がれている場

合には0.4%の適用を受けることができます。」と言っているに過ぎないのです。「委託者の地位が残余財産の帰属権利者に引き継がれる旨の記載がない場合は、原則通り2%の適用になります。」と言っているわけではないですし、本照会事例の反対解釈として、そのような運用が明確に打ち出されたという解釈も成り立ちません。

これまでの実務の運用では、“一代限り”の信託の終了において、信託契約書に委託者の地位に関する条項がなくても、残余財産の権利帰属者が委託者兼受益者の法定相続人であれば、0.4%の適用を受ける運用がされていたので（各法務局の登記官の個人的な法解釈に基づいて行われた、いわば“ローカルルール”は別として）、今後の登記実務の取扱いに関して明確な変更がない限り、特段の問題はないものと考えます（委託者の地位に関する条項がない契約書であっても、実務上0.4%の軽減措置の適用が受けられないものではないと考えます）。

ただし、我々専門職としては、依頼人家族にリスクを踏ませることなく、より確実に登録免許税の軽減措置の適用を受けることができる条項を信託契約書に盛り込む努力はすべきでしょう。

結論としては、“一代限り”の信託契約においても、あえて委託者の地位に関する条項、例えば、「委託者の地位は、残余財産の帰属権利者のみに承継される」旨の条項を置いたほうがより確実であるということができます。

なお、従来から「委託者の死亡と共に委託者の地位が消滅する」という文例が

出回っている主たる理由は、委託者兼受益者の死亡によって、後継受益者または残余財産の帰属権利者にならない他の法定相続人に委託者の地位が引き継がれ、当該相続人が委託者の地位を活かし悪意をもって当該信託を妨害するような行為をすることを防ぐためと考えられてきました。そのため、一般社団法人家族信託普及協会では、“受益者連続型信託”の際には原則的な考え方として、「委託者の地位は、委託者の死亡によって相続されず、受益者の地位と共に移転する」という条項を推奨しています。これにより、上記の懸念を防止することと合わせ、登録免許税法第7条第2項への対応も可能になります。さらには、後継受益者の代になったときに、委託者の地位を引き継いだ後継受益者が自分の固有財産をその信託財産に「追加信託」することも当然に想定できる点においても理にかなっているといえます。

この平成30年12月18日名古屋国税局文書回答を踏まえ、実務上少しでも憂いの少ない信託契約書の作成を目指すことを考えたときに、“一代限り”の信託であっても「委託者の地位」を明確に残余財産の帰属権利者にのみ移す旨を信託契約書に記載することは良策といえるでしょう。

- ※一般社団法人家族信託普及協会では、家族信託の組成に携わる専門家の方々のサポートを行っております。協会へのお問合せやご質問は、
 - 家族信託コーディネーター・専門士サポートサービスにご登録されている方
⇒「サポートサービス専用ページ」からお問合せください。
 - 協会正会員の方
⇒会員ページ内の「問合せ相談」フォームよりお問合せください。
 - 協会会員でない方
⇒協会ホームページの「お問合せ」よりお問合せください。
- ※ご質問いただいてから回答までは通常1週間程度のお時間をいただきます。
- ※協会にお問い合わせをいただきましたも、個別具体的なご相談に関して回答はできません。よってこの場合は一般論の範囲での回答とさせていただきます。(サポートサービスは除く)